

(介護予防) 訪問入浴介護運営規程

(事業の目的)

第1条 さくらメディカル株式会社（以下「事業者」という。）が運営する訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は以下の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業所の看護職員又は介護職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体を清潔に保ち、心身機能の維持等を図るものとする。
 - (2) 事業は、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身機能の状態に応じて適切に行われるとともに、主治医や協力医療機関などの医療機関との連携に十分配慮して行うものとする。
 - (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - (4) 訪問入浴介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行うものとする。
 - (5) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 2 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」、「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」、その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 さくらメディカル株式会社 訪問入浴介護事業所
- 2 所在地 新潟県上越市大字鴨島11番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤）
事業所における従業者の管理、指定訪問入浴介護等の利用の申し込みに係る調整、業

務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問入浴介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 看護職員は1人以上

利用者の健康状態を確認し、当日の入浴の可否の判断及び入浴に当たっての注意事項等を他の従業者に指示し、安全で快適な入浴を提供する。

3 介護職員2人以上とし、入浴介助を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1 営業日は月曜日から土曜日までとし、年始年末(12月31日から1月3日)を除く。

2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問入浴介護等の提供方法)

第6条 指定訪問入浴介護等の提供方法は、以下のとおりとする。

(1) 事業者は、指定訪問入浴介護等を提供する際には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当事業所の運営規程の概要、看護職員及び介護職員等の勤務体制その他の利用に関する重要事項説明書を交付し、説明を行った上で利用者から同意を得ることとする。また、説明は懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対して理解しやすいよう行うものとする。

(2) 指定訪問入浴介護等の提供に際し、あらかじめ主治医等から入浴の可否及び入浴における留意点等を確認するものとする。

(3) 1回の訪問入浴介護においては、看護職員1人と介護職員2人で行うものとし、そのうち1人をサービス提供の責任者とする。ただし、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることのできるものとする。

(4) また、1回の介護予防訪問入浴介護においては、看護職員1人と介護職員1人で行い、そのうち1人をサービス提供の責任者とする。ただし、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることのできるものとする。

(指定訪問入浴介護等の内容)

第7条 指定訪問入浴介護等の内容は、以下のとおりとする

(1) 事業者は、訪問入浴車で居宅を訪問し、訪問入浴車の設備により入浴サービスを提供するものとする。

(2) 提供する入浴サービスは、以下のとおりとする。

①衣類の着脱に関する介助

②洗髪、洗体及び洗顔

③入浴の介助

④その他、入浴の実施に必要な業務

⑤入浴、清拭等に関する相談、助言

(衛生管理等)

第8条 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具等の使用に際して、安全及び清潔に留意して管理を行い、利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービス提供ごとに、消毒したものを使用するものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「算定基準」という。）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「予防算定基準」という。）に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業実施地域は上越市・妙高市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての利用者の留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 入浴直前の食事は控えることが望ましいものとする。
- (2) 発熱等体調に変化が生じ、入浴できない場合は、事前に事業所の従業者に連絡するものとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第12条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問入浴介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定訪問入浴介護等の提供を行う従業者は、当該入浴介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第13条 従業者は、指定訪問入浴介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合は協力医療機関へ連絡し医師から指示を受け、必要な措置を講じなければならない

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した指定訪問入浴介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(守秘義務)

第16条 従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(衛生管理)

第17条 事業者は従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、従業者等を感染源から守る為、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

2 事業者はすべての従業者等に対し、健康診断を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措

置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の研修）

第20条 事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施する。

(2) 継続研修 サービスの質の向上の為、月1回以上実施する。

（記録の整備）

第21条 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的サービス内容等の記録

(2) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(3) 苦情の内容等に関する記録

(4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から

5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は令和6年3月1日から施行する。